

令和6年度 文京区議会

子ども・子育て支援調査特別委員会 視察報告書



▲ 品川区議会議場にて

視察概要

1 視察日時

令和6年12月18日(水) 午後3時～5時

2 視察先

品川区(東京都品川区広町2-1-36)

3 視察目的

ヤングケアラー支援に関する調査・研究

4 視察参加者

委員長 板倉 美千代

副委員長 高山 かずひろ

理事 ほかり 吉紀

理事 山田 ひろこ

理事 宮本 伸一

理事 金子 てるよし

理事 浅田 保雄

委員 吉村 美紀

委員 上田 ゆきこ

同行 木村 健(福祉部福祉政策課長)

同行 大戸 靖彦(子ども家庭部子ども家庭支援センター所長)

随行 佐久間 康一(区議会事務局長)

随行 杉山 大樹(区議会事務局議事調査主査)

視察内容

品川区では、子ども家庭支援センターがヤングケアラー支援を所管しており、一般社団法人ヤングケアラー協会(以下「協会」という。)への委託により、全国でもめずらしい元ヤングケアラーのコーディネーター2名を配置し、SNSを活用した相談事業、普及啓発のための関係機関向け研修会等、様々な事業を展開している。

1 視察先対応者

子ども未来部子ども家庭支援センター

センター長 染谷 洋紀 氏

// 子育てサポート担当主査 桑原 宏之 氏

ヤングケアラーコーディネーター

小林 鮎奈 氏



小林さん(左)、染谷さん(中央)、桑原さん(右)

2 取り組み内容

(1) アンケート・実態調査

支援策検討のため、教職員や子どもに対し、アンケート調査を実施した。

① 関係機関向けアンケート調査(令和4年度実施)

区立小・中学校、義務教育学校(全46校)の教職員と、研修会に参加した関係者を対象に、ヤングケアラーに関するアンケートを実施した。

② 子ども向け実態調査(令和5年度実施)

区内在住の小学4年生～6年生、中学1年生～3年生(7年生～9年生)、高校生相当(~18歳)を対象に、ヤングケアラーの実態調査を実施した。

(2) 相談体制

① ヤングケアラーコーディネーターの配置(令和5年度から)

子ども家庭支援センター(以下「センター」という。)に元ヤングケアラーのコーディネーター(協会から派遣)を2名配置し、当事者の悩み相談や関係機関への助言を行っている。

② SNS相談窓口の開設(令和5年度から)

・ 品川区ヤングケアラーサポート LINE

LINEを活用し、区内在住のヤングケアラーやその保護者からの相談を受けている。また、元ヤングケアラーの体験談やお役立ち情報、イベントのお知らせなども発信している。

ヤングケアラーサポートLINE PR用カード (表)

ヤングケアラーサポートLINE PR用カード (裏)

・ タブレット版ヤングケアラー相談ツール

区立学校の小中学生に貸与したタブレットから、自身や友達の悩み、相談等をセンターに送信でき、相談内容がヤングケアラーに関する場合、コーディネーターが面談等を行っている。

③ ピアサポートの実施(令和5年度から)

ヤングケアラーや元ヤングケアラーが悩みを共有できる場として相談サロン「しながわケアラース喫茶」を開催(令和6年度は年4回)している。

④ キャリア相談(令和6年度から)

高校生や若者ケアラーの進学や就職、将来の相談について、キャリアコンサルタント等の有資格者が、LINEでの相談や Zoom 等で面談を行っている。

(3) 直接的支援

① 訪問支援(令和5年度から)

支援員が家庭を訪問し、ヤングケアラーが担う食事作りや掃除などの家事、家族などの世話や見守り、送迎などの支援を行っている。

② 配食支援(令和6年度から)

週2回程度、家族分の昼食または夕食を無料で提供し、ヤングケアラーが担っている食事用意の負担を軽減するとともに、入口支援として、その後の支援につなげている。

③ 学習支援(令和6年度から)

ヤングケアラーや若者ケアラーへ、訪問型の学習支援を行っている。また、長期休暇等を利用し、課外学習の場も提供している。

④ 通訳支援(令和6年度から)

日本語がルーツではない家庭で通訳を担っているヤングケアラーの負担軽減のため、通訳派遣を行っている。

(4) 普及啓発

① 関係機関に対する取り組み(令和4年度から)

教職員向け、保育園・幼稚園職員向け、区職員向け、医療機関などの地域の関係機関向け等の研修会を開催している。

② 区民に対する取り組み

区民に対するヤングケアラーの普及啓発のため、小学生用、中高生用、大人用のリーフレットを配布している。



小学生用

中高生用

大人用

主な質疑応答

(アンケート・実態調査について)

Q：令和4年の「学校・関係機関職員向けアンケート調査結果」で、ヤングケアラーの言葉を「聞いたことがない」と回答した教諭と「聞いたことはあるが、具体的な内容は知らない」という教諭が合わせて25%であるが、これについてはどう理解を深める対応をしたか。

A：学校向けの研修の他、生活指導主任会、校長連絡会を通じて周知している。

Q：子ども向け実態調査(令和5年度実施)における設問の工夫は。

A：教育委員会にも協力してもらい、年齢に応じて答えやすい設問になるよう小・中・高で、それぞれ年代に応じて設問を作成した。

Q：すべてのヤングケアラーの掘り起こしはまだ出来ていないと思うが、今後どのように取り組むか。

A：今後、実態調査を定期的に行うことを検討している。

(相談体制について)

Q：匿名の相談者もいると思うが、相談の進捗管理はどのようにしているか。

A：センターでの相談は、児童相談システムでヤングケアラーのフラグを立てて進捗管理している。LINEは、協会で管理している情報を共有している。

Q：LINEでの相談について、文字でのやり取りだけでは、解決につながらない場合もあるかと思うが、その場合は、どのようにして、生の声が聴けるようにもっていくのか。

A：対面では言いにくいからLINEで相談する子どもや、必ずしも解決を求めている子どももいるが、解決を求める子どもに対しては、対面での相談を呼び掛けている。

Q：タブレット相談ツールの導入経緯は。また、双方向でのやり取りは出来るのか。

A：校長連絡会でLINE相談の説明をした際、校長先生から「LINEをやっていない児童生徒もいるので、他のツールも必要では」との助言があり、教育委員会で貸与しているタブレットを活用することとなった。

また、双方向の相談は出来ないが、入力された内容をセンターで確認し、相談者が在学している学校に連絡を行い、相談内容を学校とセンターで共有する。ヤングケアラーと判断した場合は、コーディネーターやセンターが学校と連携し、相談対応を行う。

Q：同世代に自分がケアラーだと知られたくない人もいると思うが、しながわケアラーズ喫茶では、どのように参加を呼びかけているのか。

A：単に「話す場」だと参加しづらいので、読書やカードゲーム等が出来る場として参加してもらい、結果として「話す場」になるよう工夫している。

(直接的支援について)

Q：令和5年から行われている支援員の家庭訪問だが、どのような支援員が訪問しているのか。

A：保育士、看護師、社会福祉士などの有資格者が訪問している。

Q：配食支援の具体的な事例を教えてください。

A：配食支援は、お弁当が届くだけなので抵抗感が少なく受け取ってもらえることから、入口支援として捉えている。事例としては、長男が兄弟のケアをしている家庭で、配食支援により家事が楽になるだけでなく、心の余裕からか家族関係が良くなったというケースがあり、次の支援へのつなぎになっている。



(その他)

Q：把握しているヤングケアラー約 130 人のうち、直接的支援につなげる基準やプロセスは。

A：センターが所管する要保護児童対策地域協議会にて、支援を協議・決定する。

Q：18歳以上のヤングケアラーの場合、要保護児童対策地域協議会の支援対象から外れるが、どのように支援するのか。

A：重層的支援体制整備事業の枠組みのなかで支援することを検討している。

Q：ヤングケアラーを掘り起こす手段として、相談窓口や LINE 等があるが、各事業の実績件数は。

A：コーディネーター対応相談件数：22 件

センター職員対応相談件数：66 件

LINE相談：件数 40 件

タブレット相談：件数 16 件

配食支援：4 家庭 388 食

学習支援：2 家庭 9 件

通訳派遣：0 件（今後 1 家庭予定）

訪問支援：1 家庭 29 回

研修会の開催：15 回

Q：協会への委託内容、予算、特定財源を教えてください。

A：コーディネーターの配置、SNS相談、キャリア相談、ピアサポートについて委託している。

来年度予算は、約 2,100 万円を予定しており、国庫補助が 2/3 措置される。

Q：両親が健康で共働きの家庭で、子どもが幼い弟や妹の世話をすることはヤングケアラーの部類に入るのか。

A：見方によってはネグレクトと捉えられるので、どのようなケースであっても、対象・対象外と分けることなく、ヤングケアラーとして捉えている。

Q：そもそもヤングケアラーの状況を生み出さないように、行政として何か出来るか。

A：ヤングケアラー問題の背景には、核家族化など家族構成の変容があると考えられる。本人、保護者、まわりの大人に、まずはヤングケアラーという認識を持ってもらうことが必要だと考える。

視察の感想

品川区のヤングケアラー支援事業をお聞きして

板倉 美千代 委員長

ヤングケアラー問題は古くからあったにもかかわらず、ようやく社会的認知が広がり、また、令和6年6月こども若者支援推進法改正で、国や自治体が支援を行う対象としたことは前進ですが、支援に取り組む自治体がまだ多くない中で、品川区の一步先行く事業をお聞きしました。

ヤングケアラーだった方がスタッフとして配置されていることは、体験・経験から区の支援策が当事者のニーズによりマッチするかの助言ができることで寄り添う発想は“なるほど”と思いました。

子どもたちに貸与したタブレットに相談につながるアプリを導入したことで、実際の支援につながった事例もあり、相談体制の充実を様々進めているが、まだ直接支援が約130人ということで、これから実態調査での把握や定期的なアンケート等を行うとのこと。文京の更なる取組に期待します。

品川区ヤングケアラー支援事業の取組の視察を終えて

高山 かずひろ 副委員長

この度視察を行った品川区では、子ども家庭支援センター内に全国でもめずらしい「元ヤングケアラーによるヤングケアラーコーディネーター」を配置して相談体制の充実を図っていた。ヤングケアラー支援の重要な点は教育現場からの情報をいかに救い上げていくかだと考えている。成績の低下や授業中の居眠り、部活動を突然辞めてしまうなど、子どもは心の変化を学校生活の中で発信することが多い。品川区ではその変化を見逃さないために訪問・学習・キャリア相談といった直接的な支援体制とあわせて、SNSを活用した窓口の拡充にも取り組んでいた。家族の世話や家事は「当たり前」とする時代を生きてきた周りの大人達がヤングケアラーに対する正しい知識を身につける事とともに、いまの児童福祉や社会サービスの在り方を改めて問い直すよい機会ともなった。

品川区におけるヤングケアラー支援の視察感想

ほかり 吉紀 委員

品川区が取り組んでいるヤングケアラー支援事業の視察をさせていただきました。

品川区では、子ども家庭支援センターがカウンセラーと協力体制を取っていたが、このカウンセラーさんご自身が元ヤングケアラーであることが非常に興味深かったです。

相談をする若者世代の方々にとっても、相手が自分と同じ境遇を経験していて、それを共有できることは助けになるはずです。

また相談の入口として LINE を活用している他、スマートフォンを持たない世代向けに、区立小中学校で貸与しているタブレットにアプリを導入していることもとても有効であると感じました。小学生はスマートフォンを所持していても、親がフィルターをかけているケースが多く、LINE を利用していない児童が多く見られます。その子供たちがタブレットを活用して相談の入口に立てることは潜在的なヤングケアラーの掘り起こしに効果的であると思います。文京区でもこの手法は是非取り入れるべきです。

視察を終えて

山田 ひろこ 委員

品川区の令和5年の区内小学4年生～高校3年生対象(対象人数 25471人)の調査によると、約5%～8%が家族の世話をしており、その3割が「つらい」と感じると回答している。しかし、実際に子ども家庭支援センターでケアしているヤングケアラーは約130人。相談体制と支援体制の充実が進んでいる品川区でも、約130人しか拾えていない、という点について、非常にセンシティブな実情であることが伺えた。

取組全般をヤングケアラー協会に委託し、経験者である元ヤングケアラーが子ども家庭支援センターに配置されているのは、文京区でも真似をしてほしいと感じた。

また、相談窓口のツールとしてのLINE以外にも、区立小中学校のタブレットから子ども家庭支援センターへ相談できるシステムを取り入れていることは素晴らしい。ヤングケアラーだけでなく、いじめや、不登校など様々な悩みを抱える子どもを掘り起こすことも可能だと感じた。

視察を終えて

宮本 伸一 委員

令和5年9月に実態調査から始まり、早くからヤングケアラーへの支援を始めている品川区の取組を視察。調査の結果は国とほぼ同じ5—8%の子どもが家族の世話をしていると回答。調査結果を元に、「相談体制」の充実では、全国でも珍しい元ヤングケアラーのコーディネーターを配置。ヤングケアラーサポートLINEを開設し、丁寧に相談に対応している。また、区立小中学校の児童生徒に貸与したタブレットから相談ができるツールを導入して、個別の相談に対応できている。

相談をもとにスタートした直接的支援も実態に即した工夫ある事業となっている。

普及啓発では、小学生・中高生・大人用とそれぞれに対応したリーフレットを作成して分かりやすく展開できている。令和7年度からは重層的支援体制整備事業を活用すること。今後も参考にさせていただきたい。今回勉強したことを、文京区でのヤングケアラー支援に生かしてまいりたい。

品川区 ヤングケアラー支援事業について

金子 てるよし 委員

品川区ではヤングケアラー事業が子ども家庭支援センターの所管とされ、令和6年度の事業費は4,342万円です。このうち「相談体制の充実」と「普及啓発」の事業については一般社団法人ヤングケアラー協会に年間1,300万円を委託しており、委託料のうち国補助は2/3となっている。

ヤングケアラー協会は担当者として2人の元ヤングケアラー当事者をヤングケアラーコーディネーターとして配置しており、実態に即した支援展開の可能性が期待されると感じた。

現場の実態を知るコーディネーターの業務から自治体職員が支援のスキルと課題を習得し、自治体として継続的・定期的なアンケート含む実態調査を行いながら、必要とする人員体制を明らかにして確保し、財源の強化とあわせて、子どもの人権保障の砦となるべき自治体の施策拡充を目指していただきたいと感じた。

品川区ヤングケアラーの取組

浅田 保雄 委員

品川区においても、「ヤングケアラー」への支援は、積極的な取組の印象を受けました。相談窓口の専門員（ヤングケアラーの経験者）の配置など、当事者に寄り添った施策と感じました。

ケアに携わるこどもが、自分の時間が取れない、勉強する時間が十分に取れない、ケアについて相談できる人がいなくて孤独を感じる、ストレスを感じる、友人と遊ぶことができない、睡眠が十分に取れないと感じているなどの場合、こうした具体的事例を的確につかみ、対処しているように感じました。

また、自分がヤングケアラーであることに気付いていなかったり、「家族のことは家族で」と、一人で悩みを抱えてしまったりしている実態の把握、対処が進められていました。こうしたことが、自覚がない子どもの「発見」、支援につながると思います。

専門部署・担当者の設置は、責任が明確になり、課を超えた重層的支援がやりやすくなります。今後、自治体の責務として、ヤングケアラーのこどもたちの声を聞き、一人にしない取組が、社会福祉協議会、民生委員、地域と広く連携し、ヤングケアラーの理解と支援が問われてきます。

品川区「ヤングケアラー支援事業」を視察して

吉村 美紀 委員

品川区では、把握しているだけでも約 130 名のヤングケアラーがいるとのことであるが、相談体制として、元ヤングケアラーの方 2 名をヤングケアラーコーディネーターとして配置している点が特徴的であった。元ヤングケアラーの方ならば、ご自身の経験を踏まえて相談に応じることができるため、このような配置はとても有効であると考えます。

直接的支援の実施として、配食支援、学習支援、通訳支援、訪問支援を行っているが、今はまだ支援件数は少ないようである。このような個別支援はとても重要であると考えられるため、今後支援件数が増加していくことを期待している。

品川区でも、令和 7 年度より重層的支援体制整備事業が実施されるが、今後、関係団体、関係各課との連携等、どのように図っていかれるのか興味深い。

今回の視察で学んだことを文京区政に生かしていきたいと思う。

視察を終えて

上田 ゆきこ 委員

品川区は、令和 5 年に区内在住の小学校 4 年生～18 歳を対象にヤングケアラーの実態調査をいち早く行い、その存在と支援ニーズを確認しました。そして、相談体制、直接的支援、普及啓発の三方向から先進的な取組を進め、一定の効果を上げています。

相談体制では、元ヤングケアラーのコーディネーターの配置や、SNS やタブレットを活用した相談窓口の開設など、ヤングケアラーが抱える悩みを気軽に相談できる環境づくりに注力しています。

直接的支援では、精神的サポートやケアが必要な家族への公的支援の紹介にとどまらず、配食支援、学習支援、通訳派遣、訪問による家事支援など、具体的な支援ニーズを施策化しています。

さらに、ヤングケアラーを発見する可能性のある関係機関に対し、網羅的に研修会を開催するなど、情報共有、連携支援強化により、ヤングケアラーを多角的に、より効果的にサポートする体制を整備しようとしています。

品川区の視察を通じて得られた具体的な取り組みやアイデアは、文京区におけるヤングケアラー支援の体制構築に生かせるものであり、参考にしたいと思います。
